

産業廃棄物処理計画書	
令和8年6月17日	
山口県知事 村岡嗣政 殿	
提出者	
住 所 山口県柳井市南浜4丁目1番23号	
氏 名 有限会社 柳井コレクトサービス	
代表取締役 高津 弘治	
電話番号 0820-22-9430	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	有限会社 柳井コレクトサービス
事業場の所在地	柳井市南浜4丁目1番23号
計画期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	収集運搬・産廃処分業・解体工事業
②事業の規模	5億円
③業 員 数	29名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	工事現場 建設廃棄物 産業廃棄物 再生利用 中間処理業者 (選別・圧縮) 埋立処分(安定型) 埋立処分(管理型) 再生利用

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 別紙管理体制図のとおり。			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（ 令和7年度 実績 ）】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1のとおり	
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組) - 分別を徹底し資源再生に勤める。 - エコアクション21に係る取り組みの中で廃棄物の適正処理に関する取り組みを行っている。 - トラックスケールを設置し排出量の確認、過積載防止を行っている。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1のとおり	
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 今後も現状の取り組みを維持していく。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) - がれき類は分別するとともに、石綿含有廃棄物についても、他の廃棄物に混入しないように確実に分別、保管を実施する。 - 産業廃棄物の種類ごとに分別ヤードの確保と分別表示を行い、全作業員に分別収集教育を実施する。		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) - 上記にくわえ、金属くず・廃プラスチック類・紙くず・木くず・石膏ボードについても分別を実施。 - 混合廃棄物の発生制御を行う。 - 分別収集ヤードの確保と分別表示を行う。 - 全作業員に分別収集教育を常時行い、混合廃棄物削減に努める。 - 石綿含有廃棄物の飛散防止、湿潤化、ばく露防止対策を行う。		

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	— t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	— t	t
	(今後実施する予定の取組) ・		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	— t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	— t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	— t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	— t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	— t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（ 令和7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1のとおり	
	全 処 理 委 託 量	3962.028t	t
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量	— t	t
	再生利用業者への処 理 委 託 量	—t	t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	— t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処 理 委 託 量	— t	t
	(これまでに実施した取組)		
	・委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施している。 ・中間処理業者は、再生利用を行う業者と委託契約を結ぶ。		

(第5面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙 2-1 のとおり	
	全 処 理 委 託 量	3807.9 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	— t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	— t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	— t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	— t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	・ 分別に徹底し再資源化に努める。 ・ 委託業者に定期的に現地確認をする。 ・ 産業廃棄物の適正処理確保の為、社員、協力業者、作業員の教育を 常時実施する。 ・ 電子マニフェストの運用を積極的に推進する。		
	※事務処理欄		

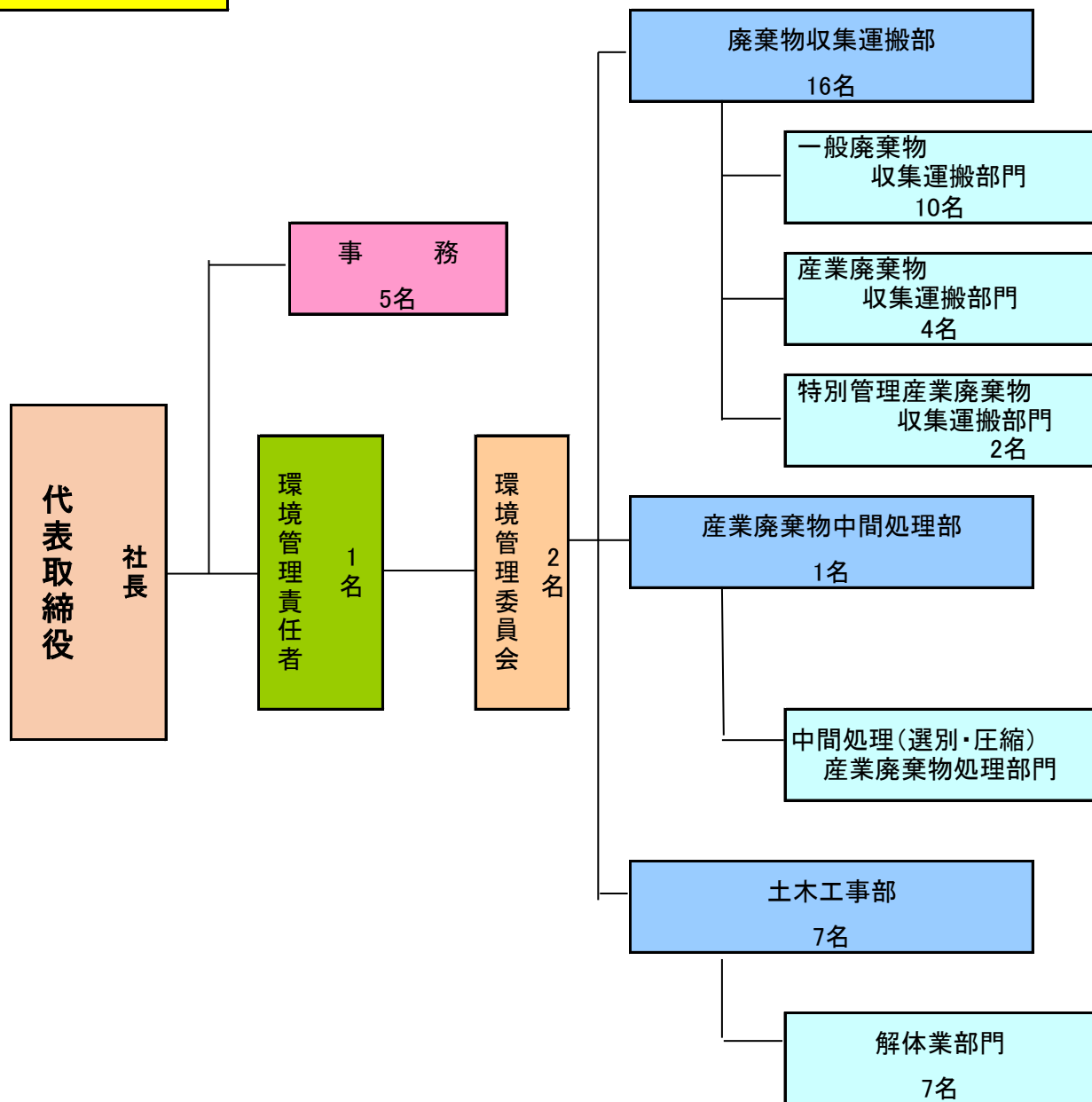
備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

《 管理体制図 》

■ 組 織 図

■ 管 理 体 制



環境経営システムに関する役割・責任・権限

役 職	役割・責任・権限
代表取締役	全体統括・環境方針及び環境目標設定・全体の評価と見直し 資金の用意・実施体制の構築
環境管理責任者	環境経営システムの構築・実施・管理・代表者への報告 各部門担当者との連絡 環境目標達成のための施策・訓練・教育計画の作成
各部門担当者	環境目標達成のための計画の実施の責任者 従業員への周知
事務局	全体事務・文書作成・データ管理

多量排出事業者の産業廃棄物処理計画書(補足)(令和 8年度計画)

別紙2-1

多量排出事業者 名 称	有限会社 柳井コレクトサービス	所在地(市町名)	柳井市	事業の種類	収集運搬業・産廃処分業・解体工事業
-------------	-----------------	----------	-----	-------	-------------------

(単位:トン)

区分	種 類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
		排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
		現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
産業廃棄物	燃え殻																				
	汚泥	210	200.00									210	200.00								
	廃油	0	0.40									0	0.40								
	廃酸																				
	廃アルカリ																				
	廃プラスチック類	57	50.00									57	50.00								
	紙くず	6	5.50									6	5.50								
	木くず	1,203	1,100.00									1,203	1,100.00								
	繊維くず	0	0.04									0	0.04								
	動植物性残さ																				
	動物系固形不要物																				
	ゴムくず																				
	金属くず	18	18.00									18	18.00								
	ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	34	34.00									34	34.00								
	鉱さい																				
	がれき類	2,433	2,400.00									2,433	2,400.00								
	動物のふん尿																				
	動物の死体																				
	ばいじん																				
	廃石綿																				
	13号廃棄物																				
計 (A)		3,962	3,807.94		0	0	0	0	0	0	0	3,962	3,807.94		0	0	0	0	0	0	0